

様式第7号（第8条関係）

伊予市入札監視委員会定例会議（第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和3年8月25日（水） 伊予市入札監視委員会条例（平成26年条例第3号）第6条第6項に基づく書類の回議による開催		
出席委員の氏名及び職業	委員長 渡邊 政広（愛媛県建設技術支援センター理事長 愛媛大学名誉教授） 委員 西田 和真（西田和真税理士事務所 税理士） 委員 佐藤 清志（佐藤法律事務所 弁護士） 委員 北田 隆（北田隆事務所 公認会計士）		
対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日		
抽出案件	総件数5件	（備考） 抽出方法 入札契約方法別に無作為に案件を抽出。 北田委員が案件を抽出。	
内 訳	一般競争入札		2件
	指名競争入札		1件
	随意契約		2件
委員会からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答等	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	無作為に抽出された5案件について、それらの入札及び契約手続き等が適正に執行・運用されているか審議した結果、疑義は何ら生じなかった。		

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.1）

契約方法	一般競争入札	
件名	伊予市下水浄化センター等包括管理業務	
履行場所	伊予市公共下水道区域	
種別	下水道施設維持管理	
概要	浄化センター管理業務	N = 2 箇所
	マンホールポンプ場点検業務	N = 18 箇所
	意見・質問	回答
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は、事前公表であるのか。</li> <li>・ 応札は1者となっているが、登録している企業で、求める実績を有している応札可能な業者数はおよそどれくらいか。</li> <li>・ 応札が1者だった理由は、どのようなことが考えられるか。</li> <li>・ 施設管理者業務に必要な人員及び資格はどの程度のものか。</li> <li>・ 委託期間を「3年間」としている理由は何か。</li> <li>・ 入札者が3年間の途中で業務遂行できなくなった場合はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は、非公表である。</li> <li>・ 入札参加資格要件を満たす応札可能な業者数は15者程度である。</li> <li>・ 応札した業者は供用開始当初から管理しており、その他の業者は現在の維持管理業者が有利と考えて、応札しなかったのではないかと推察する。</li> <li>・ 人員は12名程度で、資格については下水道法施行令第15条の3に定めるものである。</li> <li>・ 安定した維持管理を行うために複数年契約としており、期間については他市の状況を踏まえて、3年間としている。</li> <li>・ 一般社団法人日本下水道施設管理業協会に所属している業者の中から、直ちに対応できる業者と随意契約を締結し、翌年度に改めて入札を行う。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.2）

契約方法	一般競争入札
件名	G I G Aスクール用コンピュータ（windowsOS端末）
履行場所	伊予市内小中学校13校
種別	パソコン類
概要	市内小中学校（13校）へタブレットパソコンを配備する。 Microsoft Windows 10 Pro相当 3,300式 学校整備のWi-Fi環境へ接続し、インターネットへの接続が可能な環境を設定すると共に、Microsoft 365 Education GIGA Promoの設定をする。 クラウドサービスが利用可能な環境を設定し、各校指定場所に配備する。
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は、事前公表であるのか。</li> <li>・ 応札が2者と少なかった原因は、どのあたりにあったと考えるのか。</li> <li>・ 入札公告によると例示品以外での入札も認められるようであるが、2者とも例示品での入札であるのか。</li> <li>・ クロームは安価で学校の学習利用でシェアを伸ばしているが、候補に挙がっていたのか。</li> <li>・ 例示品以外で入札する場合には、客観的なデータや数字によって入札の可否を判断できるようになっているのか。</li> <li>・ 3,300式のタブレットパソコンの導入後の現品管理方法はどのように行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は非公表である。</li> <li>・ 全国で同時期に同様の入札が開催され、今までに経験がない発注台数の設定にかかる時間や納入期限の厳守などに鑑み、他に入札案件を落札した業者は入札を控えたのではないかと推察する。</li> <li>・ 2者とも例示品での入札である。</li> <li>・ 候補に挙がっていたが、教職員を対象としたアンケート結果等によってマイクロソフトが採用された。文部科学省が示す性能において、マイクロソフト・クローム・アイパッドのどの製品であっても問題ないように示されている。また、価格についても3者の製品は全て基本仕様が同一水準からとなっており、特別安価な製品はないようになっている。</li> <li>・ 文部科学省が示す性能以上であれば、GIGAスクールに使用できるため、それにより入札の可否を判断できる。</li> <li>・ 備品登録をし、備品台帳で管理しており、定期的に備品検査を実施している。また、保管については鍵付き収納庫（一括充電可）を各クラスに設置し、対応している。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.3）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	市道端線外3箇所災害復旧工事
履 行 場 所	伊予市三秋地内
種 別	土木一式
概 要	道路災害復旧延長 L = 16.0 m (1箇所) 河川災害復旧延長 L = 113.5 m (3箇所)
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は、事前公表であるのか。</li> <li>・ 事実上、競争入札にならず、指名業者中 中札は1者となっている。残りの8者全 てが辞退とは違和感を持つが、辞退理由 は何か。</li> <li>・ 災害復旧延長（箇所）と工事用道路（の建 設）との関係性について教えよ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は、事前公表である。</li> <li>・ 本工事は令和2年度梅雨前線豪雨により 被災した市道1箇所・河川3箇所の復旧 工事であり、特に河川工事箇所までの道 路が狭隘であり現場環境が著しく悪く、 また出水時期等の施工制約もあったの が、辞退理由と推察する。</li> <li>・ 災害復旧延長は被災した延長であり、工 事用道路延長は復旧箇所までの仮設道路 延長である。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.4）

契 約 方 法	随意契約
件 名	伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業
履 行 場 所	伊予市大平
種 別	建築
概 要	調査業務、設計業務、工事監理業務、建設業務（解体撤去業務を含む）、各種許認可申請支援業務、試運転及び運転指導業務、性能試験及び引渡し業務並びにその他施設の設計・設計上の必要な業務
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この種の事業では、「公募型プロポーザル方式+随意契約」の入札契約が、一般的であると言えるのか。</li> <li>・判定基準（評価点）に占める「企画点」と「価格点」の割合を教えよ。</li> <li>・なぜ、DB方式を採用したのか。</li> <li>・プロポーザルで決まった井原工業(株)・鳳・宮本の本社はどこに所在しているのか。</li> <li>・本事業は特別会計であるのか。議会のチェックは入るのか。</li> <li>・プロポーザルの審査について、工事代金は評価基準ではないのか。</li> <li>・選考委員会には技術職の者はいるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事で、DB方式による「公募型プロポーザル方式+随意契約」を採用したのは今回が初めてである。</li> <li>・総合評価点（100点）=提案内容評価点（80点）+価格評価点（20点）であり、「企画点」と「価格点」の割合は4：1である。</li> <li>・設計から施工の一括発注のため、設計施工に係る期間の短縮効果が見込めること、設計施工部分において性能発注による民間ノウハウに基づく効率化やコスト削減が期待できること、火葬炉という特殊な設備について施工者の技術力を設計提案に反映できることから採用した。</li> <li>・本社について、井原工業(株)にあつては四国中央市（支店は松山市）、(株)鳳建築設計事務所にあつては松山市、(株)宮本工業所にあつては富山県富山市に所在している。</li> <li>・伊予消防等事務組合の会計で、事務組合における議会のチェックが入る。また、入札については、本来、事務組合で実施するところであるが、建築関連の専門性を見地から事務委任を受けて当市において入札を実施した。</li> <li>・総合評価点（100点）=提案内容評価点（80点）+価格評価点（20点）であり、工事代金に関する評価は価格評価点として事前に審査している。</li> <li>・選定委員会には元愛媛県土木部建築住宅課長が2名、建築に精通した愛媛大学の教授が1名、合計3名の技術職の学識経験者がいる。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.5）

契 約 方 法	随意契約
件 名	伊予市地域包括支援センター運營業務
履 行 場 所	伊予市内一円
種 別	その他業務
概 要	伊予市地域包括支援センター運營業務(令和3年度～6年度) 包括的支援事業（地域包括支援センター運営）、第1号介護 予防支援事業、指定介護予防支援事業、包括的支援事業（社 会保障充実分）及びその他事業（家族介護支援事業等）
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この種の業務では、「公募型プロポーザル方式+随意契約」の入札契約が、一般的であると言えるか。</li> <li>・プロポーザルの応募が1者だったことと地元業者が公募しなかった理由は何が考えられるか。</li> <li>・中予地域や愛媛県内には、応募できる業者はいなかったのか。 プロポーザル応募は1者となっているが、能力的に対応可能な業者は市内にいるのか。</li> <li>・評価点は、低い方ではなかったかと思受けられるが、遂行能力について、問題はないのか。</li> <li>・選定委員会の構成については、市役所内の役職のある人間のみが構成員となっているようだが、学識経験者等外部の人間を入れる必要はなかったのか。</li> <li>・長崎の業者が落札しているが、日常業務に支障をきたすことはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づいた企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する方式にて、性質や目的が競争入札に適さないため随意契約としている。</li> <li>・構成として、専門的な技術力・知識が必要な有資格者の配置が複数人必須であり、人員確保や業務の専門性や特殊性があり、対応できる事業所が限られるためかと推察する。</li> <li>・HPにて、広く公募したが、応募が1者であった。他に応募できる業者については、業務の専門性・特殊性があり、対応できる事業所が限られるかと推察する。</li> <li>・業務内容を仕様書に明記しており、提案内容が一定水準以上を満たしていたため、業務を遂行できるものと考えている。</li> <li>・選定を受けようとする事業者と利害関係のない者を委員に選任しようとのことから、市役所内職員としたが、今後は、「伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱」に基づいて、外部の有識者の選任についても検討する。</li> <li>・仕様書に設置場所は、伊予市内に置くこととなっているため、日常業務について支障をきたすことはない。</li> </ul>